

札幌市若者支援基本構想

～ 次世代を担う若者の社会参加と自立に向けて ～

平成 21 年（2009 年）4 月
札幌市

基本構想の策定にあたって

現代の若者を取り巻く環境は、少子高齢社会の到来、都市化・情報化社会の進展及び物質的な豊かさの享受などを背景に従前と比べて大きく変化しており、若者のまちづくりの担い手としての地域社会への参画やいわゆる引きこもり、ニートと呼ばれる若者の社会人としての自立、さらに派遣、契約社員など非正規雇用の若者の安定した生活の確保などが求められています。

これまで札幌市では、青少年の育成、教養、憩いの場として青少年センター及び勤労青少年ホームを設置し、青少年向けの事業を展開してきました。

しかし、勤労青少年ホームが老朽化し、耐震性能不足の問題を抱えている一方で、若者の抱える現代的な課題への対応が求められていることから、このたび、若者の社会参加と自立の支援施策を進めるにあたっての指針となる札幌市若者支援基本構想を策定いたしました。

基本構想は、公募の市民、青少年育成の実践者、教育関係者及び学識経験者など 11 名の委員で構成された札幌市青年施策のあり方検討委員会での検討を基にして、「明日の社会を担う若者の社会的自立の実現」を目指して策定したものであります。

今後は、この基本構想に基づき、札幌市が一丸となって、市民の皆様とともに若者への支援を進め、札幌のすべての若者が社会的自立を達成し、次世代の担い手となれるような社会の実現を目指していきます。

平成 21 年 4 月
札幌市長 上田 文雄

目 次

1	札幌市における若者支援の必要性	1
2	若者支援施策の意義	
(1)	これからの若者支援施策	2
(2)	社会的自立に向けた3つの視点	3
(3)	社会的資源の活用	5
3	さっぽろ若者支援ネットワークの構築	6
(1)	「若者支援総合センター」の設置	7
(2)	「若者活動センター」の設置	8
(3)	「若者支援協議会」の設置	9
4	構想の推進にあたって	
(1)	構想の取組期間と関係団体等との連携	10
(2)	既存施設の有効活用	10
○	資料編	11
○	パブリックコメント手続き	21
○	構想素案の市民向け説明会	27

1 札幌市における若者支援の必要性

札幌市におけるこれまでの若者向けの事業は、比較的多くの人々が単線型の人生を歩んでいた高度経済成長期にその基礎が作られたものであり、若者を取り巻く環境が大きく変化し、ライフスタイルが多様化した現代において、そのまま当てはめることは難しくなっています。

かつての地域社会では、祭事や行事を行う若者組、青年団などの独自集団が、若者が大人になるためのステップとしての役割を果たしていましたが、社会環境が変わった現代においては、地域で若者が成長していく固定的なステップが少なくなっています。また、進学率の上昇などを背景に、かつてと比べ職業的に自立した大人になるまでの時間が長くなってきており、価値観の多様化や無収入、低収入などの状況により自立に向かう特有の困難が顕著になってきています。

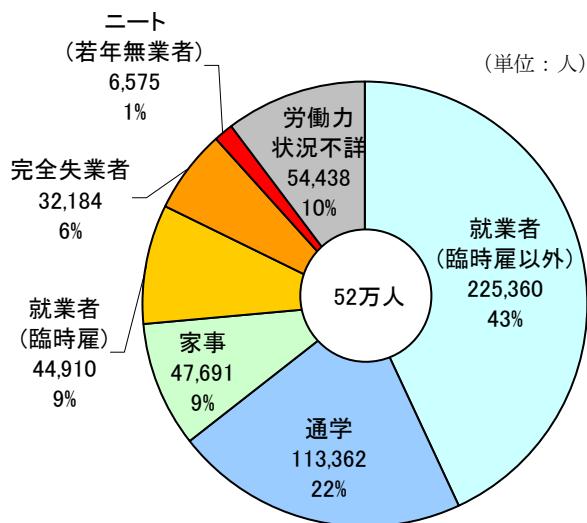
このような状況の中、北海道の政治・経済の中心である 190 万都市札幌では、人口の社会増加が依然として続いており、地方から来た若者などで孤独を抱える者が少なくありません。さらに、近年の雇用状況の悪化の影響も相まって、失業、臨時雇い、派遣等、不安定な雇用形態にある若者や、引きこもり、ニート（若年無業者）と呼ばれる新たな課題を抱えた若者が増加しています。

一方、少子高齢社会の到来により、地域で活動する人材の確保が課題となっている中で、今後、まちづくりの担い手として、若者の地域社会への参画がより一層求められます。

今回の構想は、札幌市が大都市特有の複雑で難しい若者問題を抱えている中で、これまでの事業を現代の若者の抱える新たな課題に対応できる施策へと移行させ、社会の急激な変化のカーブを渡り切るために不可欠なものです。

特に、課題を抱え、将来の安定的な収入が見込めない若者の増加は、将来の税収にも影響する問題であり、バブル経済崩壊後の新卒採用の大幅な抑制が見られた約 10 年間、いわゆる就職氷河期に就職活動を行った世代への対応次第では、札幌市が財政的な危機を迎えることにもなりかねません。今後の札幌市の行財政運営においても、若者の安定的な就労や自立が、重要な要素となります。

札幌市の若者(15~34歳)の労働力状況



<資料> 総務省 H17「国勢調査」

2 若者支援施策の意義

(1) これからの若者支援施策

ア 明日の社会を担う若者の「社会的自立」の実現

若者の自立といったときに、就職、親からの独立、結婚、家庭を持つといったイメージを抱くことが多いですが、若者が真に社会の一員として自立するためにはそれだけでは不十分であり、若者自身で仲間づくりをしたり、地域、社会などに自主的に参加しながら、社会性を身に付けることが重要不可欠です。

そこで、若者が、就業して親の保護から離れ、社会性を身に付けて公共に参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができることを「社会的自立」と定義します。

そして、施策の目標を、「明日の社会を担う若者の社会的自立の実現」とし、若者が生き生きとした生活を送り、夢を語り、次の社会を担っていけるような、新しい若者支援施策の枠組みを構築します。

イ 社会的自立を目指すすべての若者を支援

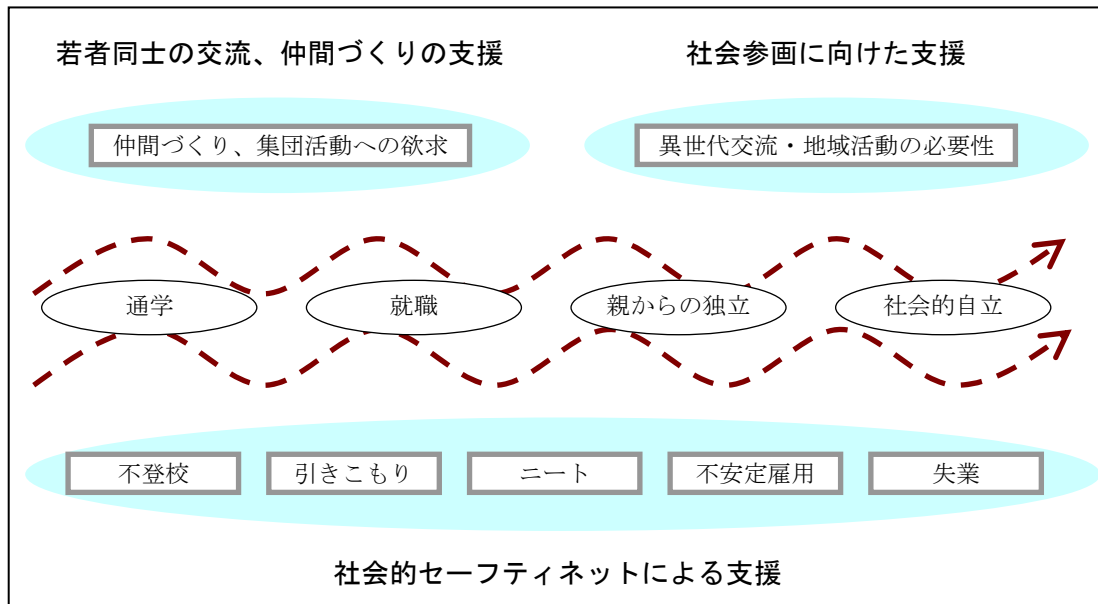
この計画では、施策の対象を社会的自立に向けて支援が必要なすべての若者とし、対象となる年齢は、主に18歳から34歳までとします。

また、30歳を超えた引きこもりの若者がいる一方で、小中学校からの不登校を背景に中学校の卒業以降引きこもりの状態が続く若者もいることから、引きこもり、ニート等の課題を抱える18歳未満の若者も、広い意味で対象に含めます。

なお、社会的自立が差し迫った課題であると考えられる定時制・通信制高校生や高校中退者、専門学校生については、特に注目すべき対象と考えます。

(2) 社会的自立に向けた3つの視点

若者の社会的自立に向けては、ライフステージの中で直面する課題に対し、次の3つの視点で支援を行います。



ア 社会的セーフティネット

- ・ 失業中、又は臨時雇い、派遣等の不安定な雇用形態で、収入が安定しない
- ・ 引きこもり、ニートと呼ばれる状況で、社会に出るきっかけがつかめない

引きこもり、ニートと呼ばれる課題を抱えた若者や自立に向けて不安を抱えた若者に対しては、個別の支援を行っている専門機関と密接に連携しながら、ソーシャルスキルの向上や就学、就職に向けて、気軽に相談できる場を用意し、多様な若者との交流、社会参画への取組を含めたプログラムによる支援を行います。

特に、小中学校での不登校を背景に引きこもりの状態が続く若者に対しては、少年期からの連続的な支援が必要であり、教育機関等と連携した支援を行います。

また、自分から情報発信できない若者が支援にたどり着けるような道筋を作ります。

支援を受けた結果・・・

- ⇒ 誰にも話せなかった悩みを相談することができた。
- ⇒ 問題解決に向けて支援してもらえる場所を紹介してもらえた。
- ⇒ 他の専門機関にはない、自分にあった支援プログラムを受けることができた。
- ⇒ 自宅から出て人と話す場所ができ、自立に向けての一步を踏み出せた。

イ 若者同士の交流、仲間づくり

- ・ 悩みを話せる友達、一緒に活動できる仲間が欲しい
- ・ 職場以外にも活動の幅を広げたい ・ 何かをしたいが活動の仕方がわからない

若者が豊かな社会性を身に付けるためには、集団活動への参加が必要となることから、若者が気軽に立ち寄れて、常に人が集っている活動の拠り所を用意するとともに、地域での活動場所の情報を集めて提供し、若者の活動のきっかけづくりを行います。

支援を受けた結果・・・

- ⇒ 一緒に活動する仲間や活動場所が見つかった。
- ⇒ 仲間と一緒に、今まで思いつかなかった新しい活動を始めた。
- ⇒ 日常の悩みを話せる友人ができた。

ウ 社会参画

- ・ 地域活動やボランティア活動に関わってみたい
- ・ まちおこしのイベント、地域づくりの催しに携わってみたい

若者が主体的に社会活動に関わるために、地域の情報を収集して若者に提供し、自発的に地域社会に参加したいと思えるような啓発を行います。

また、行事、ボランティアなどで若者の力を必要とする地域の要請と、若者の自発的な活動のニーズがつながるよう、地域活動の企画・運営などにも若者も携われるような支援を行います。

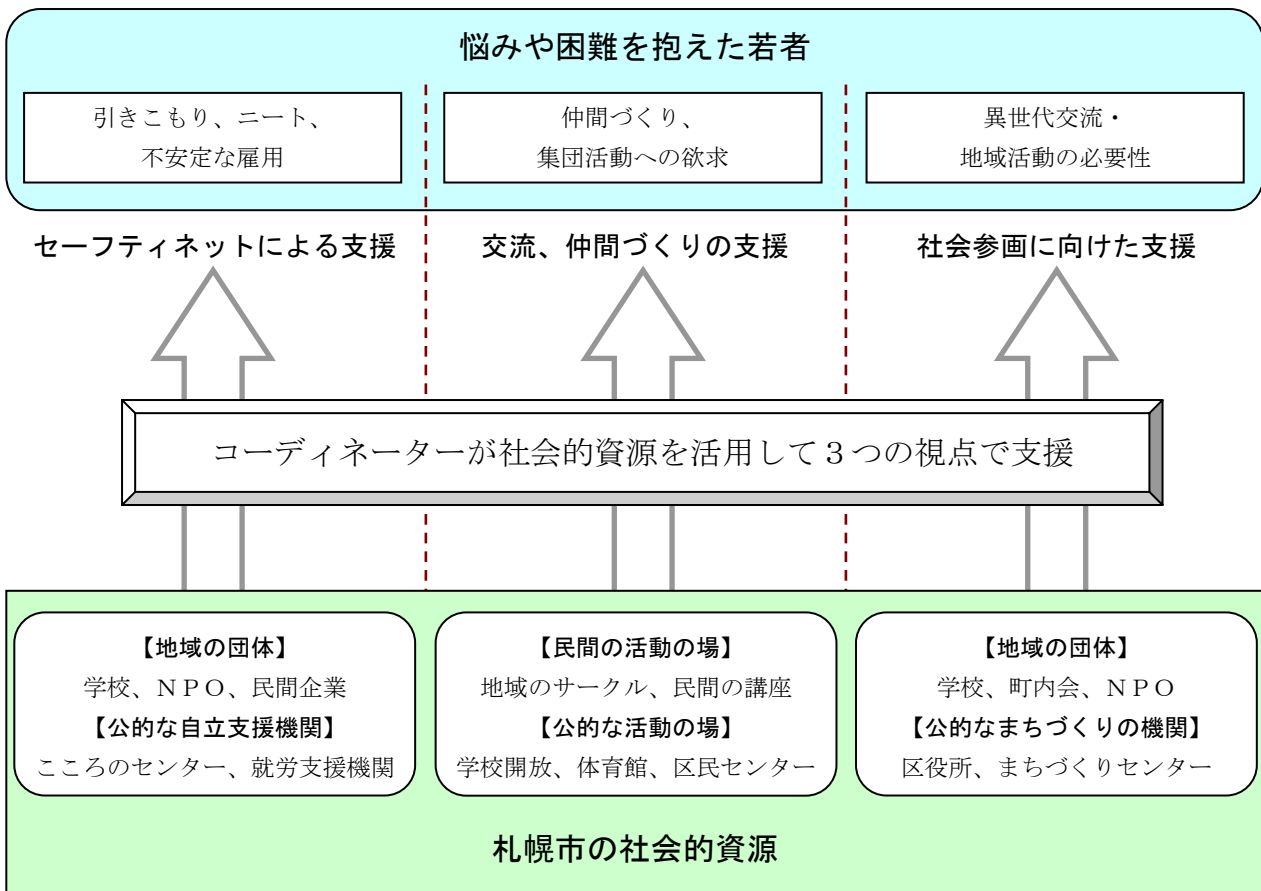
支援を受けた結果・・・

- ⇒ 普段関わることのない、子どもやお年寄りと交流することができた。
- ⇒ 地域やボランティアの活動への関わり方がわかり、参加することができた。
- ⇒ 地域活動に貢献することができ、今まではなかった充実感を得た。
- ⇒ 新しいイベントを企画し、地域の人と一緒に活動することができた。

(3) 社会的資源の活用

若者の自立を促すために、地域の社会的資源である学校、NPO（非営利組織）・企業等の民間団体、関係行政機関等が連携、協力を進めながら、若者の諸活動の支援を行っていきます。

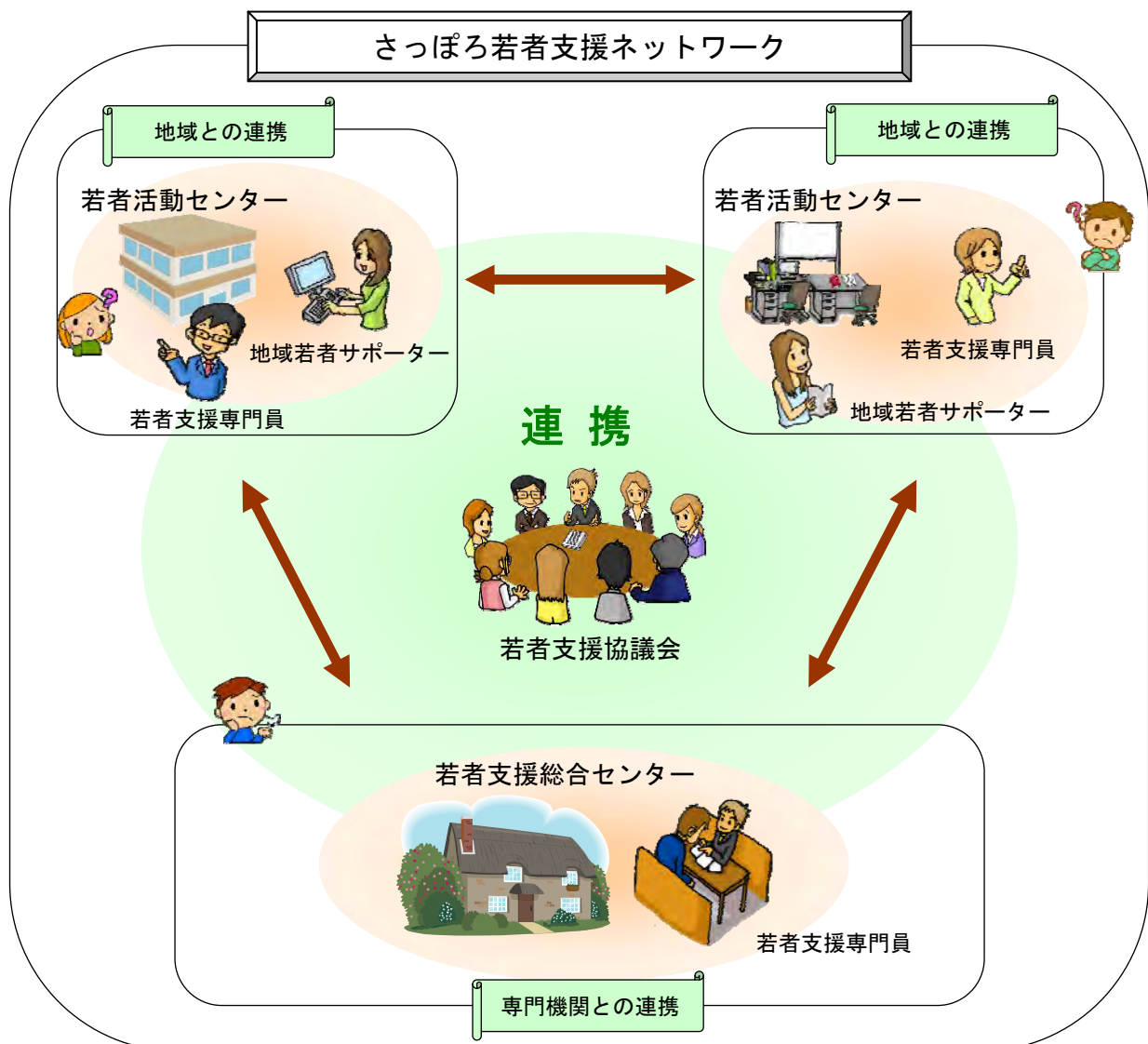
その際、若者の自発的な活動を広げる役割を担うコーディネーターを置き、地域の社会的資源と若者のニーズを結びつけながら支援を行います。



3 さっぽろ若者支援ネットワークの構築

若者の社会的自立を総合的に支援するため、以下の施設・機能から成る「さっぽろ若者支援ネットワーク」を構築します。

- ・ 「若者支援総合センター」：ネットワークの中核施設
常駐の若者支援専門員が、課題を抱えた若者に個別の支援を行い、社会的セーフティネット（安全網）の役割を果たします。
- ・ 「若者活動センター」：地域ごとに設置する施設
常駐の若者支援専門員が、若者同士の交流、仲間づくりや、社会参画のきっかけづくりを行います。
- ・ 「若者支援協議会」：若者の自立を側面から支援する機能
支援組織間の連絡調整や、若者についての定期的な情報交換、全市的な事業の企画を行い、若者の自立を側面から支援します。



(1) 「若者支援総合センター」の設置

引きこもり、ニート等の課題に対応するため、さっぽろ若者支援ネットワークの中核施設を兼ねる「若者支援総合センター」を設置し、就労支援機関、保健福祉機関などの専門機関と相互に連携を取りながら課題を抱えた若者を支援します。

若者支援総合センターには、臨床心理士やキャリアカウンセラーなどの専門職員を配置した相談窓口を設け、若者からの相談やカウンセリングを行い、相談者の状況に応じて他の専門機関を紹介します。

他の専門機関だけでは対応できない若者に対しては、常駐する「若者支援専門員」が、個別に継続的に関わりながら、コミュニケーション能力の向上や就学、就職に向けた支援プログラムを実施します。他の専門機関と連携を取りながら、同時並行的に支援を行う場合もあります。

また、若者支援専門員は、若者活動センターと連携を取りながら、地域に積極的に出向いて情報収集や情報提供を行い、関係機関への訪問支援や家族に対する支援を行います。

【若者支援総合センターにおける若者支援の例】

- ・ 相談、カウンセリング事業
- ・ 自立に向けた支援プログラム
- ・ 保護者の相談、支援
- ・ 他機関への紹介、他機関からの受け入れ
- ・ 各種セミナーの開催
- ・ 在学時のキャリアプログラム



(2) 「若者活動センター」の設置

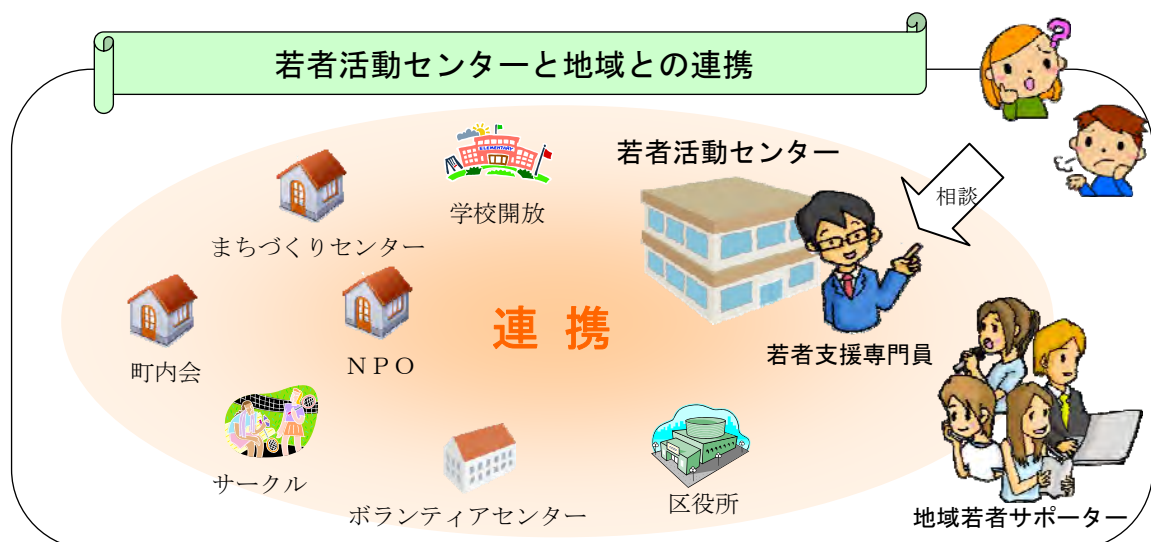
若者が気軽に立ち寄れて、活動の拠り所になる「若者活動センター」を地域に設置し、町内会、NPO、行政機関等地域の社会的資源と相互に連携を取りながら若者の自発的な活動を支援します。常に若者が集まり、立ち寄れる若者活動センターは、若者の活動のきっかけが生まれる場となります。

若者活動センターに常駐する専門的な訓練を経た「若者支援専門員」は、若者の活動に日常的に関わりながら若者同士をつなげ、地域の社会的資源を発掘して地域に存在する活動の機会と若者を結びつけ、地域と若者のニーズをかみ合わせて若者の自発的な活動を広げるコーディネーターとしての役割を担います。

また、地域で活動する若者のリーダーなど登録制の多数のボランティアが「地域若者サポーター」として、若者支援専門員とともに若者の支援に関わります。

【若者活動センターにおける若者支援の例】

- ・ 若者からの各種相談、サークルの紹介
- ・ 生き方を学ぶ異世代との交流事業
- ・ 各種講座の開催、学びの自主企画事業
- ・ プチ起業プログラム
- ・ 地域、ボランティア活動の支援
- ・ ふるさとおこし事業



(3) 「若者支援協議会」の設置

さっぽろ若者支援ネットワークには、各センターで支援に携わる若者支援専門員や地域若者サポーターなどで構成する「若者支援協議会」を置き、各センター間の連絡調整を行います。若者支援協議会では、全市的な事業を運営し、若者に関する総合的な情報の提供を行うとともに、若者支援方策の調査研究及び事業の評価点検等を行うなど、若者の社会的自立を側面から支援します。

また、若者支援協議会のほか、就労支援、保健福祉及び教育等の分野で若者の支援に携わる専門機関、経済団体並びに行政機関等により構成する「若者支援連絡会議」を設け、定期的な情報交換を行い、関係機関同士の連携を図ります。

【若者支援協議会の役割】

- ・ 各センター間の連絡調整
- ・ イベント等全市的事业の運営
- ・ 若者支援方策の継続的な調査研究
- ・ 専門的な職員及び指導者の養成
- ・ 広報（ホームページ等）の実施
- ・ 事業の評価、点検

【若者支援連絡会議の役割】

- ・ 定期的な情報交換
- ・ 若者支援施策についての意見交換

4 構想の推進にあたって

(1) 構想の取組期間と関係団体等との連携

この基本構想については、平成 22 年度（2010 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までを取組期間とし、新しい若者支援施策の枠組みを構築します。

この構想の推進にあたっては、他の関連する計画、国や北海道の施策などとの整合性に留意するとともに、本市で若者支援に関わる部局が連携を深めながら、関係する機関・団体とも協力して取り組んでいきます。

とりわけ、さっぽろ若者支援ネットワークの構築にあたっては、行政だけが若者に関わるのではなく、民間団体や住民、ボランティアなどが地域ぐるみで若者と交流しながら、きめ細かい支援を行う仕組みをつくり上げていきます。

また、若者をめぐる環境の変化に合わせて施策の内容を検証しながら、構想の見直しを行っていきます。

(2) 既存施設の有効活用

若者支援総合センター及び若者活動センターの設置にあたっては、札幌市の財政状況を踏まえ、青少年センター、勤労青少年ホーム等の既存青年施設の活用、他の施設の転用や複合化による設置も検討していきます。

このうち、現在勤労青少年ホームとして使用している建物は、概ね昭和 30～40 年代にかけて建設されたものであり、そのまま継続して使用するの難しい状況であることから、利用状況、老朽化の状況、耐震性能などを勘案したうえで、他の既存施設への移転や統廃合も含めて検討します。

資 料 編

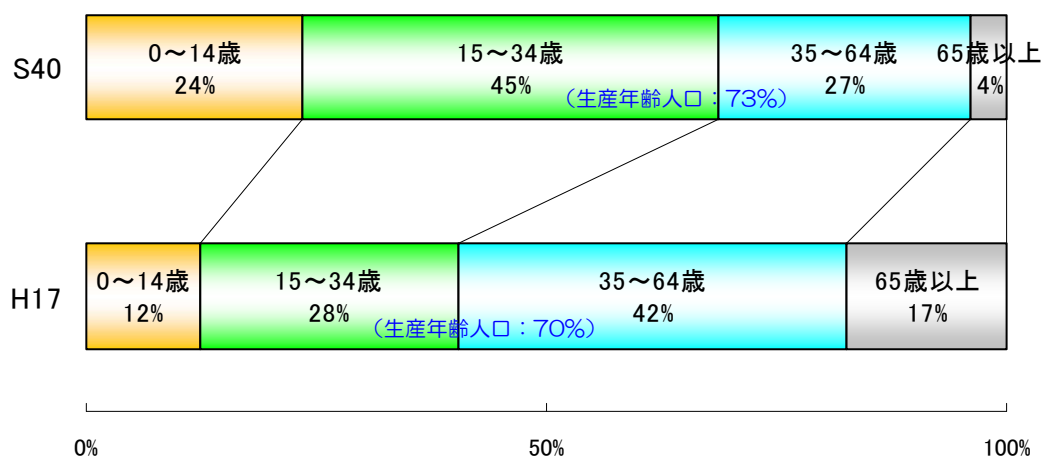
1	札幌市の若者の現状	
(1)	札幌市の人口構成	12
(2)	札幌市の未婚率	13
(3)	札幌市の労働力状況	14
(4)	全国の若年層の給与の状況	15
2	札幌市における勤労青少年ホームの施設の状況	16
3	札幌市青年施策のあり方検討委員会における検討状況	
(1)	審議経過	17
(2)	諮問書	18
(3)	答申の概要	19
(4)	委員名簿	20

1 札幌市の若者の現状

(1) 札幌市の人口構成

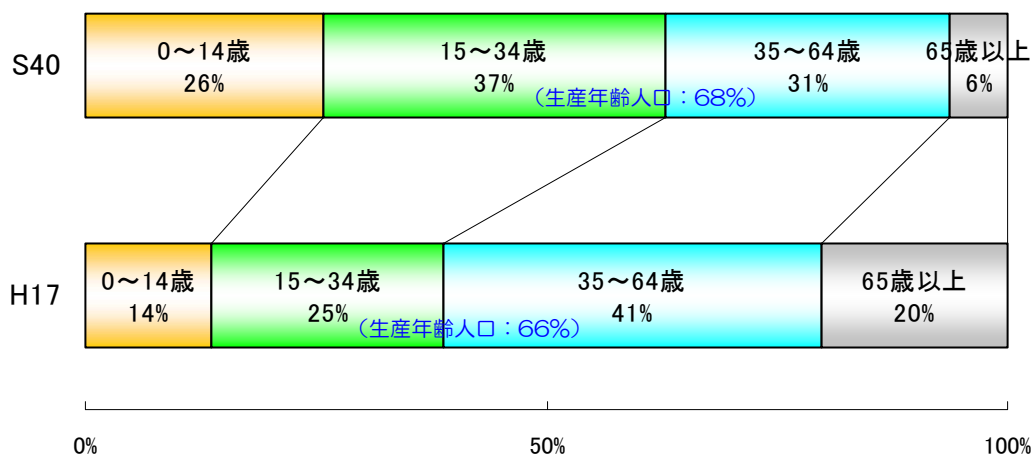
平成 17 年の人口構成は、昭和 40 年と比べ、年少人口（0～14 歳）の割合が減少し、老年人口（65 歳以上）の割合が大きく増加している。また、生産年齢人口（15～64 歳）の割合に変化が少ないが、生産年齢人口に占める 15～34 歳の人口の割合が大きく減少している。

札幌市の人口構成の推移



<資料> 総務省「国勢調査」

全国の人口構成の推移

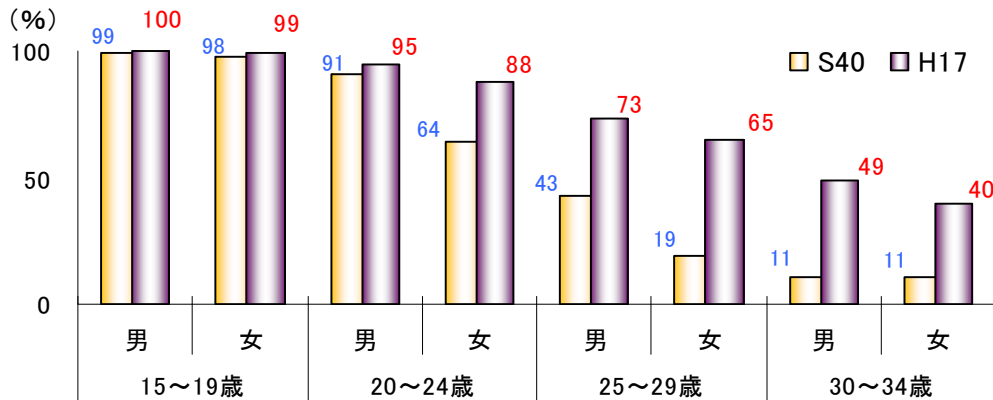


<資料> 総務省「国勢調査」

(2) 札幌市の未婚率

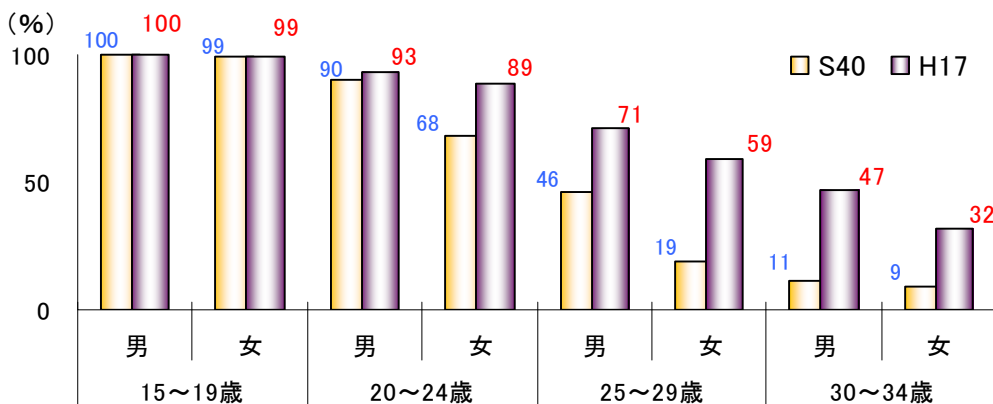
男性・女性ともに年代別の未婚率が大きく増加している。男性は、30～34歳の年代の未婚率が約5割と、S40の25～29歳の年代と同程度。女性も、30～34歳の年代の約4割が未婚である。合計特殊出生率は、全国と比べ0.3ポイント程度低い状況。

札幌市の未婚率の推移



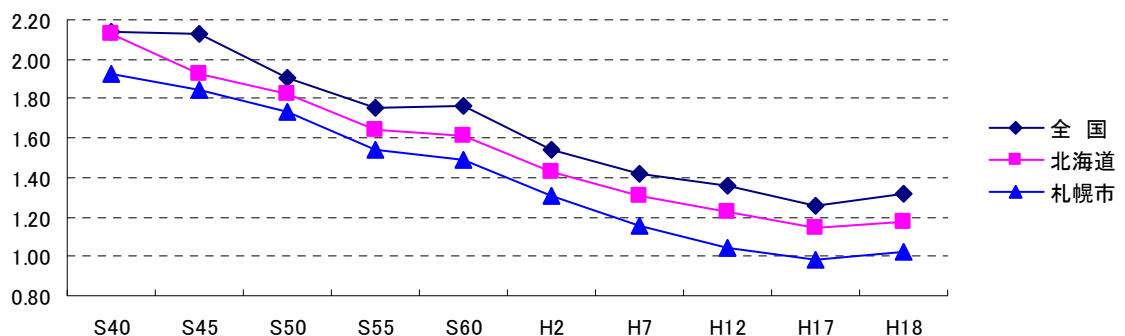
<資料> 総務省「国勢調査」

全国の未婚率の推移



<資料> 総務省「国勢調査」

合計特殊出生率の比較



<資料> 厚労省「人口動態統計」

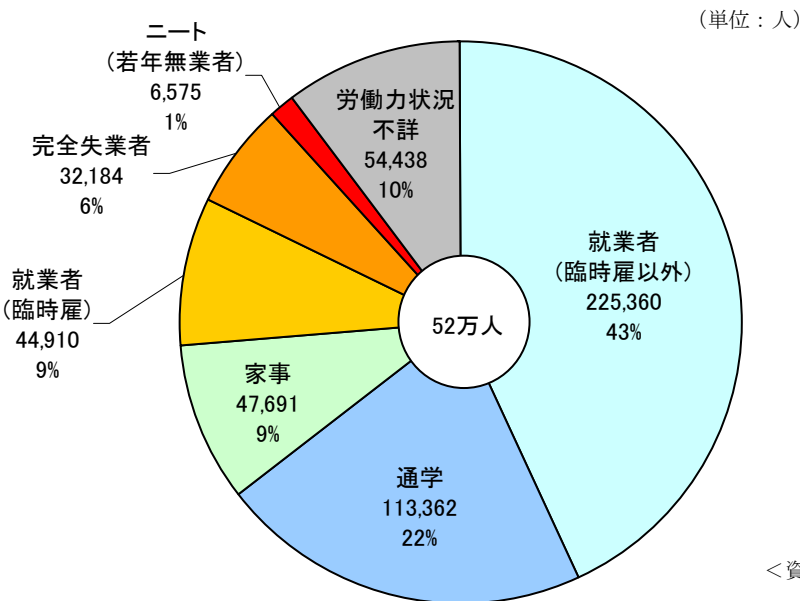
(3) 札幌市の労働力状況

ア 労働力状況

15～34歳の人口52万人のうち、臨時雇、失業者、無業者の人口は8万人で16%を占めており、また、5万人が労働力状況不詳となっている。

労働経済白書（厚生労働省）では、労働者・失業者・主婦・学生のいずれにも該当しない人口のうち15～34歳までの若年者を若年無業者とし、一般にニートと言いつけられている。

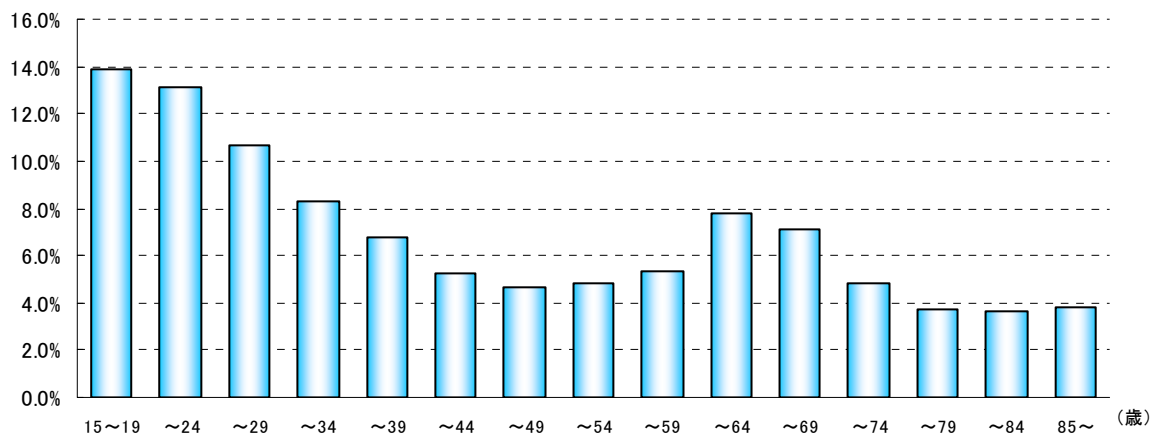
札幌市の若者(15～34歳)の労働力状況



イ 完全失業率

市全体で7.3%の完全失業率であり、特に15～34歳の若年層では10.6%と高い状況である。

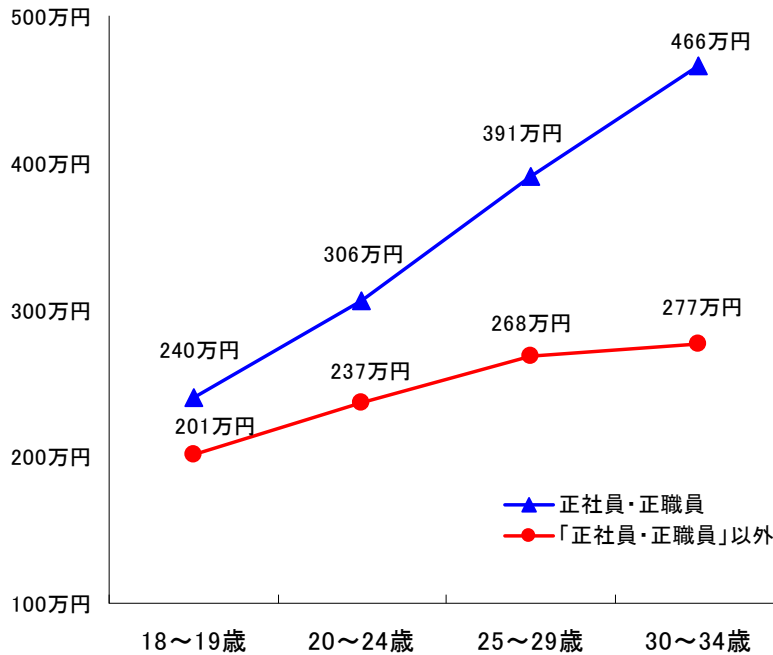
札幌市の年代別完全失業率



(4) 全国の若年層の給与の状況

正社員・正職員と、それ以外を比べると、年代が上がるごとに年収格差が広がり、30～34歳の世代では、年収に1.7倍の差がつく。

青年層の年収の推移(全国)



区分		全国		
		例月給与	年間特別給与	年収
正社員 ・ 正職員	18～19歳	188,500円	133,000円	240万円
	20～24歳	223,200円	385,000円	306万円
	25～29歳	269,400円	672,700円	391万円
	30～34歳	315,600円	868,300円	466万円
正社員 ・ 正職員 以外	18～19歳	165,600円	24,600円	201万円
	20～24歳	191,200円	74,900円	237万円
	25～29歳	214,600円	109,700円	268万円
	30～34歳	220,700円	122,000円	277万円

<資料> H19厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

2 札幌市における勤労青少年ホームの施設の状況

札幌市の勤労青少年ホーム5館（下表）のうち中央、ポプラ、豊平の3館については、施設の耐震性能が低く、「大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」状況である。円山、アカシアの2館については、施設の耐震性能が高く、「危険性が低い」状況である。

なお、勤労青少年ホーム5館は、いずれも築30年～40年以上が経過して老朽化が進んでいることから、耐震改修だけではなく、建物の解体、建替、大規模改修等についても、検討が必要な状況である。

札幌市勤労青少年ホーム施設一覧表

(単位：㎡)

施設名	中 央		円 山		ア カ シ ア		ポ プ ラ		豊 平		
所在地	中) 南4条東4丁目		中) 北8条西24丁目		東) 北22条東1丁目		白) 平和通1丁目		豊) 豊平8条11丁目		
開館年月日	昭和39年6月11日		昭和44年1月15日		昭和47年1月23日		昭和49年1月8日		昭和54年1月21日		
建築年月日	昭和39年3月31日		昭和43年12月25日		昭和46年12月28日		昭和48年12月20日		昭和53年12月20日		
面積	土地	1,687.78	1,256.78		1,322.35		4,198.84		1,394.01		
	建物	1,134.68	652.32		901.14		840.81		959.22		
		鉄筋コンクリート3階建(地下有)	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建				
	3階	332.67									
	2階	332.74	326.16		468.48		427.63		476.61		
	1階	364.77	326.16		432.66		413.18		482.61		
地階	104.50										
建物の内訳	時間外 使用可	体育室	276.00			体育室	288.00	体育室	362.25	体育室	417.60
		講 堂	123.05	講 堂	108.00	講習室	72.00	集会室	30.24	集会・講習室	46.64
		クラブ室	66.96	集会室	90.00	会議室	39.02	調理室	32.58	調理室	38.16
		和 室	28.80	和 室	30.60	和 室	24.82	和 室	24.18	和 室	20.60
		音楽室	16.53	音楽室	36.00	音楽室	36.00	音楽室	33.00	音楽室	23.10
						ポディービル室	54.00				
		計	511.34	計	264.60	計	513.84	計	482.25	計	546.10
	その他	喫茶室	42.80	談話室	36.00	娯楽談話室	63.50	ロビー娯楽室	76.50	娯楽喫茶室	130.00
		事務室	32.00	事務室	36.00	事務室	42.00	事務室	34.50	事務室	34.80
		遠友夜学校記念室	66.96	図書室	36.00	図書室	23.30				
		その他	481.58	その他	279.72	その他	258.50	その他	247.56	その他	248.32
		計	623.34	計	387.72	計	387.30	計	358.56	計	413.12

3 札幌市青年施策のあり方検討委員会における検討状況

(1) 審議経過

回	開催日 (平成 20 年)	議 題 等	会 場
1	3 月 28 日	委員長、副委員長の選出、諮問書の手交、 今後のスケジュール、札幌市の青年の現状	教育委員会 会議室
2	5 月 20 日	青年施策の現状、オブザーバー報告、 青年施策の対象	教育委員会 会議室
3	6 月 2 日	青少年センターの視察、 レッツアカシアの視察、青年との懇談	青少年センター レッツアカシア
4	6 月 30 日	レッツ運営審議会、施設利用者実態調査の概要、 今までの議論の概要、論点整理	教育委員会 会議室
5	8 月 5 日	答申書作成に向けた論点整理 青年施策に係る具体的な事業の検討	レッツ円山
6	9 月 2 日	答申書作成に向けた論点整理 青年施策に係る具体的な事業の検討	教育委員会 会議室
7	9 月 29 日	答申書（案）の検討	STV 北 2 条ビル 6 階 3 号会議室
—	10 月 20 日	正副委員長と青年による懇談会	レッツ中央
8	10 月 31 日	答申書最終案の検討	教育委員会 会議室
	11 月 13 日	答申書の手交	教育委員会 会議室

(2) 諮問書

平成 20 年（2008 年）3 月 28 日

札幌市青年施策のあり方検討委員会委員長 様

札幌市教育委員会教育長 奥岡 文夫

諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

札幌市における青年施策のあり方について

2 諮問理由

現代の青年を取り巻く環境は、少子高齢社会の到来、都市化・情報化社会の進展及び物質的な豊かさの享受などを背景に従前と比べて大きく変化し、いわゆる引きこもり・ニートと呼ばれる青年の問題やアルバイト、パートなどの不安定な雇用形態で働く青年の増加など、新たな課題への対応が求められているところです。

こうした状況の中、札幌市における青年施策としては、青少年の健全な育成、福祉の増進及び活動の促進を目的として、主に勤労青少年ホーム及び青少年センターにおいて事業を展開しているところです。しかし、勤労青少年ホームについては、施設の開設当初から約 30 年から 40 年が経過し建物の老朽化が進んでおり、改修に多額の費用がかかること、類似の機能を持った他の公共施設の整備が進んでいることから、施設のあり方の見直しが必要とされています。

このような理由から、青年の自立と社会への参加を進めるために何が必要なのかについて検討し、札幌市が重点的に取り組むべき青年施策の範囲を整理するため、札幌市青年施策のあり方検討委員会を設置し、上記の事項について審議いただきたく諮問するものです。

(3) 答申の概要

ア 青年施策検討の背景

不安定な雇用形態にある若者や、引きこもり、ニートと呼ばれる若者の増加は、札幌市の行財政運営にも直結する重要な問題。

今回の検討は、これまでの青年施策を現代の若者の抱える新たな課題に対応できる施策へと移行させ、社会の急激な変化のカーブを渡り切るために必要不可欠。

イ これからの青年施策

青年施策の目標を「明日を担う若者の社会的自立の実現」とし、若者が生き生きとした生活を送り、夢を語れるような、新しい青年施策の枠組みを提案。

ウ 社会的自立に向けた3つの視点

コーディネーターとなる専門職員が、地域の社会的資源（町内会、民間団体、行政機関等）を活用しながら、次の3つの視点で若者の活動を支援。

- ・ 若者同士の交流、仲間づくり
- ・ 社会的セーフティネット
- ・ 社会参画

エ 「さっぽろ若者支援ネットワーク」の構築

若者の社会的自立を総合的に支援するため、以下の施設・機能から成る「さっぽろ若者支援ネットワーク」を構築。

- ・ 若者活動センター：地域ごとに設置する施設
常駐の若者支援専門員が、若者の活動のきっかけづくりを行う。
- ・ さっぽろ若者サポートセンター：ネットワークの中核施設
常駐の若者支援専門員が、若者活動センターでは解決できない課題を抱えた若者に個別の支援を行い、社会的セーフティネット（安全網）の役割を担う。
- ・ 若者支援協議会：若者支援専門員等が連携する場
各センター間の調整や、全市的な事業の運営を行う。

(4) 委員名簿

氏名	団体・職業等	区分	備考
村山 紀昭	札幌国際大学 学長	学識経験者	委員長
梶井 祥子	北海道武蔵女子短期大学 准教授	学識経験者	副委員長
石山 貴士	大学院生	公募	
大沼 義彦	北海道大学大学院教育学研究院 准教授	学識経験者	
佐藤 紀江	歯科衛生士	公募	
長江 孝	(NPO)こども共育サポートセンター 代表理事	青少年育成 等関係者	
中村 泰江	スクールカウンセラー	青少年育成 等関係者	
宮崎 善昭	(財)北海道YMCA 総主事	青少年育成 等関係者	
森田 真未	(社)札幌青年会議所 地域力創造室長	青少年育成 等関係者	平成20年 6月まで
村木 日文	(社)札幌青年会議所 国際都市ブランド創造委員会幹事	青少年育成 等関係者	平成20年 6月から
守屋 開	札幌大通高等学校 校長	青少年育成 等関係者	
矢橋 潤一郎	会社役員	公募	

(敬称略、正・副委員長を除き 50 音順)

パブリックコメント手続き

1 パブリックコメントによる意見募集実施の概要

平成 21 年 2 月 23 日に札幌市若者支援基本構想素案を公表し、同日から 3 月 24 日までの 30 日間、パブリックコメントにより意見を募集しました。募集期間中に寄せられた 18 人（団体を含む）の方々からのご意見については、構想素案の中で概ね触れられておりますが、改めて意見の概要とそれに対する市の考え方を取りまとめました。

(1) 意見提出者 18 人（団体を含む）

(2) 意見提出方法

提出方法	提出者数	構成比
電話	1 人	6 %
F A X	8 人	44 %
電子メール	9 人	50 %
合 計	18 人	100 %

(3) 意見件数と内訳 28 件

分類	件数	構成比
1 札幌市における若者支援の必要性	0 件	0 %
2 若者支援施策の意義	7 件	25 %
(1) これからの若者支援施策	6 件	21 %
(2) 社会的自立に向けた 3 つの視点	1 件	4 %
(3) 社会的資源の活用	0 件	0 %
3 さっぽろ若者支援ネットワークの構築	14 件	50 %
前文	9 件	32 %
(1) 「若者支援総合センター」の設置	2 件	7 %
(2) 「若者活動センター」の設置	3 件	11 %
(3) 「若者支援協議会の設置	0 件	0 %
4 構想の推進にあたって	7 件	25 %
(1) 構想の取組期間と関係団体等との連携	0 件	0 %
(2) 既存施設の有効活用	7 件	25 %
合計	28 件	100 %

2 意見の概要とそれに対する市の考え方

寄せられたご意見については、一部要約、分割して掲載しています。また、文中の「素案」は、「札幌市若者支援基本構想素案」を指します

【2 若者支援施策の意義（7件）】

2-（1）これからの若者支援施策（6件）

意見の概要	市の考え方
<p>『構想の目的』 5件</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者の自主性を養うことが必要。新しいシステムが、そこで働く人達、利用者にとって新しい活力を得られる場になることを望む。 若者の自立支援が社会経済的な安定につながることはもとより、若者の可能性を最大限に活かし、若者の権利の保障とその実現が第一の目的である点を明記するべき。 どんな時でも「若者や札幌市の未来のために」を考えて取り組みを進めて欲しい。 若者が生き生きと生活を送れるよう行政に期待したい。 若者は支援してもらいたいのではなく、街を作るパートナーとして協同の対象として認めて欲しいのではないか。 	<p>素案では、「若者の社会的自立の実現」を施策の目標としています。この社会的自立に向けては、若者自らが活動し、社会に参加していくことが必要となります。さっぼろ若者支援ネットワークでは、そのような若者の活動のきっかけを作り、場合によっては直接的な支援を行い、若者の自発的な活動を支援していきます。</p> <p>素案にも記載のとおり、若者が自らの可能性を広げ、社会的自立を達成することにより、若者が生き生きとした生活を送り、夢を語り、次の社会を担っていくという構想の目的が達成され、ひいては社会経済の安定にもつながるものと考えております。</p> <p>まちづくりについては、別に札幌市自治基本条例の中で、まちづくりの主体は市民であるとされています。若者も当然市民の一員ですので、ご意見のとおり、若者を含めた市民と市が連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことが基本となります。</p> <p>一方、この素案に基づく施策では、若者の社会参画に向けて、若者が地域活動等に携わるための情報提供や啓発、働きかけを行います。</p>
<p>『支援の対象』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 18歳から34歳を主な対象としているが、高校を中退するような子も対象に当たるのではないか。 	<p>ご意見のとおり、素案においては、18歳未満の若者でも、高校中退者など社会的自立に向けて支援が必要な若者は、特に注目すべき対象と考えております。</p>

2-(2) 社会的自立に向けた3つの視点（1件）

意見の概要	市の考え方
<p>『自立に困難を抱えた若者への支援』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の無関心・過保護、虐待、貧困等、自立に困難を抱えた若者を支える社会資源は皆無に等しく、社会的自立の場が必要。 自立援助ホームのような施設を設置するなど、基本構想に福祉の観点を加えて欲しい。せめて、児童擁護施設に入所している子や定時制高校に通っている若者などが、相談するところがあればよい。 	<p>福祉の観点も含め、自立に困難を抱えた18歳未満の若者に対しても、個別の支援を行っている専門機関と密接に連携しながら、気軽に相談できる場を用意するとともに、独自のプログラムによる個別の支援を行うことが必要と考えており、その旨を素案にも盛り込んでいます。</p>

【3 さっぽろ若者支援ネットワークの構築（14件）】

3-前文 さっぽろ若者支援ネットワークの構築（9件）

意見の概要	市の考え方
<p>『ネットワークの構築』 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携が可能なのか疑問。一般市民、団体、地域を結びつける役割を是非担って欲しい。 自立の出発点が成り立っていない若者が安心して居住できる場を提供できるよう、他機関と緊密に連携するべき。また、資格取得のための低利・無利子の資金貸与、生活保障を確保するべき。 社会的セーフティネットによる支援が必要と想定される14万人の若者が将来設計を立てられる職業につくため、行政と企業が協力して札幌市の雇用拡大を図って欲しい。 	<p>素案にも記載のとおり、さっぽろ若者支援ネットワークの構築にあたっては、関係の行政機関はもとより、NPO、企業等の民間団体や住民、ボランティア等が地域ぐるみで若者と交流しながらきめ細かい支援を行う仕組みを作り上げていきます。そのため、専門的な訓練を経た若者支援専門員を各センターに配置し、日常から関係機関や地域団体との交流を深めるとともに、関係機関により構成する若者支援連絡会議を設け、定期的な情報交換を行い、関係機関同士の連携を図っていきます。</p> <p>ご提案いただいた資金貸与や生活保障の確保、雇用拡大については、今後、素案に基づく施策を具体化していく中で、関係機関と連携を図りながら、検討していきたいと考えています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>『情報発信』 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> この取り組みを、インターネットのほか、広報や市民が目にする場所で活字にして情報提供して欲しい。 施設の整備、他との連携を図ることよりも、まず若者達に札幌市が若者の支援のことを真剣に考えているということを発信すべき。 	<p>若者支援の取り組みを進めるにあたっては、若者自身や周囲の方々への情報提供が重要と考えており、その旨を素案に盛り込んでいます。</p> <p>ご提案につきましては、今後、本構想の内容について、インターネット、広報さっぽろ、マスコミ等、若者の目につきやすい媒体を活用した情報発信を進めていきたいと考えています。</p>
<p>『取り組みの進め方』 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の具体化に向けて、どのような取り組み、スタッフ、施設が必要なのかを明確にするべき。 若者達が何を求めているかということを重視して取り組んで欲しい。 礼儀作法、考える力、頑張る力の指導が必要であり、若者支援の基本として意見交換の場や若者の心をつかむ行事を開催して欲しい。 	<p>今後、施策を進めるにあたっては、施設の指定管理者を指定し、指定管理者の提案に基づいて事業を進めることとなります。</p> <p>ご提案につきましては、今後、指定管理者の選定に向けて、若者の社会的自立にはどのような機能が必要か、どのような事業を実施すべきかについて検討を深めていく中で、参考にさせていただきます。</p>
<p>『施設の運営』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年や成年に関するノウハウを持つ団体に運営を任せると良い。 	<p>今後、施策を進めるにあたっては、施設の指定管理者を指定し、指定管理者の提案に基づいて事業を進めることとなります。</p> <p>若者支援総合センターや若者活動センターについては、若者の社会的自立に向けた効果的な支援が図られるような選定基準を設けて、指定管理者の選定を行います。</p>

3-(1) 「若者支援総合センターの設置」(2件)

意見の概要	市の考え方
<p>『若者支援総合センター』 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象となる若者に自身の状況を深刻な問題としてしっかり捉えてもらい、働くことの大切さを伝えるような場が必要。 ひきこもりやニートの方が社会に出るためにさまざまな職業の人との交流が必要であり、勤労青少年ホームのような施設や環境が必要。 	<p>若者支援総合センターでは、在学時のキャリアプログラムや、就学、就職に向けた支援プログラムを行います。その中で、ご提案のように、自らを振り返り、働くことの意義を再認識するようなプログラムも実施することとなります。</p> <p>若者支援総合センターは、若者活動センターの役割を兼ねる予定で考えており、そこで多様な若者が交流し合い、ひきこもり、ニートと呼ばれる方も、より幅広い人間関係を持つことが可能となるような施設の運営を進めたいと考えています。</p>

3-(2) 「若者活動センターの設置」(3件)

意見の概要	市の考え方
<p>『若者活動センター』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の働いている人が、若者活動センターに行ってボランティア活動をするのは現実的でなく、勤労青少年ホームのような施設や環境が必要。 引きこもりやニートと呼ばれる方に重点があり、現在利用している若者が置き去りにされている気がする。仕事などの意見交換をし、地域の方々とコミュニケーションを取れるような施設にして欲しい。 問題を抱えていない若者に対してはあまり書かれておらず残念。人と人の繋がりを大事にした施設ができたらい。 	<p>若者活動センターは、勤労青少年ホームが有していた、若者が気軽に立ち寄れて、常に若者が集まり、交流し、仲間づくりを行うといった機能を持つことを予定しています。そこで、常駐する「若者支援専門員」やボランティアの「地域若者サポーター」が若者と日常的に関わりながら、若者と地域の活動の機会を結びつける役割を担うことを素案に盛り込んでいます。</p> <p>若者活動センターの運営に当たっては、この若者と地域の方々を結ぶ役割を大切にし、若者が人や地域とのつながりを大事にできるような施設を目指していきます。</p>

【4 構想の推進にあたって（7件）】

4－(2) 「既存施設の有効活用」（7件）

意見の概要	市の考え方
<p>『施設の設置』 6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転や統廃合に当たっても、場所や利用料金を現行どおりとするよう強く希望する。 ・ 仮にレッツ円山の解体が必要となった場合は、児童会館や体育室の機能を合わせ持つ施設としてこの地域に建替えて欲しい。 ・ コミュニケーションの場をなくさないで欲しい。レッツ豊平の存続を希望する。 ・ 区に1館は必要で、保護者も相談しやすい方が良い。単館がベストだが、区民センター、区体育館なども拠点と考えてはどうか。 ・ 多くの若者に利用される場となるためには、アクセスの良さ、仕事帰りに立ち寄れる立地、負担にならない程度の利用料金が求められる。 ・ 人が集まるためには、入りやすい雰囲気、アクセスの良い立地、利用しやすい料金が必要であり、行政がそのような場を確保することが重要。 	<p>若者支援総合センター及び若者活動センターの設置にあたっては、既存の青少年センターや勤労青少年ホームをできる限り活用することを素案に盛り込んでいます。</p> <p>老朽化や耐震性能不足により長期的な使用が困難な施設については、事業の効果を検証しながら、必要に応じて既存施設への機能の移転を検討します。</p> <p>その際、ご提案の内容を参考にさせていただき、多くの若者が利用しやすく、交流しやすい施設となるよう、アクセスの良い立地条件や連携する機関との地理的な近さ等を考慮し、さまざまな既存施設への移転の可能性を検討します。</p> <p>また、施設の占用利用については、ご提案のように、若者が負担とならないような料金の設定を検討するとともに、若者等の優先予約の設定を検討します。なお、占用を伴わないセンターの主催事業やロビーの使用については、施設の使用料を無料とする方向で考えています。</p>
<p>『代替施設の準備』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい施設を設置する場合、設置までの空白期間に代替施設の準備が必要。 	<p>施設の設置に当たり、空白期間が生じる場合は、他のセンターや同様の機能を持つ既存施設の情報を提供したいと考えています。</p>

構想素案の市民向け説明会

1 説明会の概要

(1) 内容

- ・ 加藤生涯学習部長あいさつ
- ・ 構想素案の説明
- ・ 構想素案についての質疑

(2) 日時

平成 21 年（2009 年） 3 月 2 日（月） 19 : 05～20 : 20

(3) 場所

札幌市生涯学習総合センター（ちえりあ） 2 階大研修室

(4) 参加者

- ・ 市民 21 人
- ・ 報道関係者
- ・ 札幌市教育委員会職員
- ・ 青少年センターの指定管理者（財団法人札幌市青少年助成活動協会）の職員

(5) 開催形態

公開



[あいさつ]



[素案の説明]



[質疑]

2 主な質問項目と札幌市の回答

(1) 困難を抱えている若者のキャッチの仕方とセンターのアピールについて

⇒ どのように支援総合センターの存在をアピールしていくかが今回の構想のポイントの1つで、中学校の段階から情報提供していくこともありえます。

18歳未満の若者に対しても、学校の生活相談、進路指導の中に入り込んで、自立について一緒に考えていけるところがある、ということをお伝えたいと考えます。

(2) 地域若者サポーターと利用者OBの役割について

⇒ 勤労青少年ホームを利用してきた方がOBとなって、サポーターの役割として、利用者の面倒をみたり、伝承したりということは、新たな枠組みに盛り込みたいと考えます。サポーターとして最初に相談、呼びかけするのは、OBの方が中核になるかと思えます。

(3) 答申から項目が削除された理由について

⇒ 10年間で徐々に具体化していくこと、最初から具体的に書き込むことが難しいものは、順次実現を図るなり具体化していこう、という視点から抽象的な表現にしたものもあります。また、これまでの施策の評価の部分は、市が自らの施策の評価に関する文章を長く書き込むのはいかがかという意見もあり、省略した部分もあります。

(4) 障がいを持った方の若者支援事業への参加について

⇒ 18歳～34歳の方を若者の対象と考えているので、障がいのあるなしに関わらず、その方に必要なお手伝いをしていきます。障がいのある方も参加できる事業、取組については、当然参加していただけますし、障がいのある方とそうでない方との合同の交流会や、話し合うような機会があるプログラムも考えていきます。

(5) 若者活動センターの数と若者支援の拠点について

⇒ 今回の素案が構想という形で決まった後に、今利用されている施設のあり方も含めて、施設のあり方についての方針を公表して、説明し、意見を伺います。

活動センターは、出来るだけ地域にあることが望ましく、その施設の実際の利

用状況や成果、実績を重ねていながら、ステップバイステップで、若者の活動支援ができるセンターの充実を図っていこうという方向で取りまとめました。

(6) 対象者に対する施設のPRについて

⇒ 勤労青少年ホームの存在を知らない方もいますので、中学校、高校の段階から存在をPRして認知してもらい、課題のある方への支援だけではなくて、実際にそういうところに行ってエネルギーなりパワーなりをもらおう、といった呼びかけができるような施設なり施策なりにしていきたいと考えます。

(7) 国の青少年育成施策大綱との関係について

⇒ マスコミからも、国の大綱の内容を自治体で受け止めて、総合的に自治体、市町村の施策として取り組むのは札幌市が初めてではないかという取材を受けています。

(8) 事業実施の結果として期待される成果について

⇒ 構想素案3ページの「支援を受けた結果」については、この施策に取り組むことによって、こういう成果を期待できますとか、成果を発揮していきたい、という例示があった方が理解しやすいのではないかと考え、答申から追加しています。

(9) 改修等で空白期間ができた場合の活動場所の確保について

⇒ 一時的に使えなくなる場合に、他の場所を確保するということはないと理解していただきたいと思います。基本的に現在利用されている方には、それ以外の施設をご利用いただいて活動を継続していただくこととなります。(岩井課長)

(10) 指定管理者の決定時期と事業の引継ぎについて

⇒ 管理の内容、仕様については、新たな指定管理が始まる半年位前に決まりますので、来年の4月以降、若者活動センターなり、若者支援総合センターなりの職員としての役割を果たすための準備なりは、その半年でしていただく予定になっています。

「札幌市若者支援基本構想」の検討経過及び「札幌市青年施策のあり方検討委員会」における審議の様子は、札幌市の若者支援のホームページに掲載しています。

■ 「札幌市の若者支援」のホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/youth/>

札幌市の若者支援

検索



札幌市若者支援基本構想

編集・発行 平成 21 年（2009 年）4 月

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階

TEL 011-211-3871 FAX 011-211-3873



さっぽろ市
01-S00-09-232
21-1-13